

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者特殊勤務手当補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、奈良県における新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者を支援し、安定した医療提供体制の確保を図ることを目的として、奈良県内の新型コロナウイルス感染症に対する医療を提供する医療機関が、勤務する医療従事者に業務の危険性に対して手当（以下「特殊勤務手当」という。）を支給した場合に、その経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「新型コロナウイルス感染症に対する医療を提供する医療機関」（以下「新型コロナウイルス対応医療機関」という。）とは、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入医療機関、帰国者・接触者外来を設置する医療機関、奈良県発熱外来認定医療機関の認定等に関する要綱第5条により認定を受けた発熱外来認定医療機関及びその他知事が必要と認めた医療機関をいう。
- (2)「医療従事者」とは、前号の新型コロナウイルス対応医療機関で勤務する職員であって、新型コロナウイルス感染症患者に対応する業務に従事する者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、新型コロナウイルス対応医療機関とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 新型コロナウイルス対応医療機関が新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療従事者に特殊勤務手当を支給したこと。
- (2) 前号の規定による特殊勤務手当の支給について、新型コロナウイルス対応医療機関が労働協約、就業規則、給与規程又は労働契約等で定めていること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

| | |
|--------|--|
| 補助対象経費 | 新型コロナウイルス対応医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者に対応する次の業務であって、令和2年4月1日以降に実施したものに対して医療従事者に特殊勤務手当として支給した経費 (1) 新型コロナウイルス感染症患者の身体に直接接触又は近接して行う業務（診察、治療、看護、検査、機器の調整、搬送等） (2) 新型コロナウイルス感染症患者が汚染又は汚染したおそれのある物件の処理業務 (3) その他知事が必要と認める業務 |
| 補助金の額 | 実支給額。ただし、特殊勤務手当を支給した医療従事者1人について、1日あたり4,000円を上限とする。 |

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者特殊勤務手当補助金交付申請書(第1-1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費計算書(第1-2号様式)
- (2) 勤務実績証明書(第1-3号様式)
- (3) 支給実績の証拠となる書類の写し
- (4) 労働協約、就業規則、給与規程又は労働契約等(特殊勤務手当の支給について定めたもの)

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、審査により、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、補助金の交付を受けようとする者に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、審査により、補助金の交付が不相当であると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に新型コロナウイルス感染症対応医療従事者特殊勤務手当補助金取下げ申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、遅滞なく新型コロナウイルス感染症対応医療従事者特殊勤務手当補助金請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助金にかかる書類を整理し、補助金の交付の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、これを保存しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第13条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。